

# しがま市議会5"より

## 東日本大震災復旧・復興 調査特別委員会 特別号

- 特別委員会設置の経緯 P 1
- 問題点及び改善意見 P 2～7
- 調査を終えて、編集後記 P 8

編集発行 宮城県塩竈市議会報編集委員会 tel 022(355)6793 Sep.2015 (平成27年9月)  
ホームページアドレス <http://www.city.shiogama.miyagi.jp/shise/shiogamashi/index.html>



東日本大震災により被災した野々島

### 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の 設置と100条調査に至る経緯について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震と津波により破壊された施設や家屋等は、莫大な量の瓦れきと化し、当時その量は宮城県全体で通常の年の19年分に相当するとも言われ、この膨大な廃棄物の処理が被災地の大きな

課題となりました。

未曾有の大災害により市当局は、日々多くの問題や課題に直面していましたが、被災した市民の方々への一刻も早い支援のため、膨大な業務をこなし震災からの復旧・復興事業に尽力してきました。

塩竈市議会も、当局・関係者の尽力に敬意を表するとともに、その支援に全力で取り組んでまいりました。塩竈市は塩釜建設協議会と塩竈市

災害防止協力会との間で大規模災害時における協定書を事前に締結していたという経緯を踏まえ、塩竈市災害復旧連絡協議会を設置したことにより、窓口が一本化し、災害復旧に迅速に対応するため、市長は同連絡協議会と協定を締結し、元請として災害廃棄物処理業務を委託しました。

こうした中、平成25年3月27日付けの新聞報道において、瓦れき処理に関する塩竈市災害復旧連絡協議会内部の業務配分の不平等に関する記事が大きく取り上げられ、また、産業建設常任委員協議会や議会報告会等においても瓦れき処理に関する塩竈市災害復旧連絡協議会等への委託業務の問題が取り上げられました。本市議会では、事実確認のため、議員全員による東日本大震災復旧・復

興調査特別委員会を設置し、市当局及び関係者からの事情聴取と資料提出を求め、調査を行ってまいりましたが、市当局の説明や資料提供の不十分さに加え、様々な制約等により、それまでの特別委員会での所管事務調査では、それ以上の事実の解明が極めて難しい状況となりました。

議会は、議決機関であると同時に、行政の監視・チェック機関としての役割をも任せており、不明な問題を徹底的に究明し、市民に対する明確な説明責任を果たす義務があります。

本市議会では、それまでの東日本大震災復旧・復興調査特別委員会において調査した、付議事件2「東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況」に関し、さらに調査を深め究明すべきものとして、4件の調査事項（P7に掲載）について、地方自治法第100条に規定する法的強制力を伴う調査権を東日本大震災復旧・復興調査特別委員会に委任し、関係人の出頭・証言並びに記録の提出請求を行い、真相究明と再発防止に向けた調査を行ってまいりました。未だ解明できない点もありますが、まもなく任期満了となりますことから、一つの区切りとしてこれまでの調査報告をさせていただきます。



# 問題点及び 改善意見

調査により浮かび上がった課題と、それに対する市当局への改善意見について、大きく11項目に分けて委員長から次のとおり報告がありました。

## 1 塩竈市災害復旧連絡協議会元役員の不誠実な対応 や市当局のさまざまな書類審査と管理について

【問題点】 本件で一番の問題点は28億円の事業の元請となった連絡協議会の役員4名が証人喚問で宣誓を拒否したことであります。

また記録の提出に関して、浦戸地区で作業に当たった10社に対して請求明細等の法定帳簿類を主とした記録の提出を求めました。最初の請求日は4月3日で、提出期限を10日後の4月13日としましたが、全社が同じ内容の文書で提出期限の延長を求めてきました。100条委員会小委員会はこの申し出を否決しました。

その後の追加資料提出要求の際も、元事務局長が不在などの理由で再三にわたり提出期限を守ってもらえず、不誠実な対応としか言いようがありません。連絡協議会がどうしても提出しない資料、連絡協議会の出納簿の原本、4社の支払い内訳明細書の中の使用重機、作業員等の明細が記載されている内訳書については警察の捜査に委ねることにいたします。

100条委員会の調査で、市当局は28億円に上る業務を連絡協議会に元請として業務委託し、使用重機、作業員、備品等の単価を決め、掛か

った経費を請求する単価契約としましたが、連絡協議会が作成した日報、月報、請求明細を、下請企業の野帳、業務日誌、作業日報等でチェックしていなかったことが判明しました。このことが、重大な事件に発展させた最大の原因と考えます。

また事務手数料1%徴収に関する件ですが、事務局長は参考人招致の際に、本土の危険家屋解体だけと発言していましたが、記録簿調査の結果、浦戸地区の業務でも徴収していたことがわかりました。なぜ本土のみと発言したのか疑問の残るところであります。

### 【改善意見】

市当局においては塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求内容について、月報等によるだけでなく、下請け事業者からの日報等、その根拠となる基礎資料に基づき精査すべきものであったと考える。今後は数値の誤り等があるものは、その修正を行われるとともに、請求額及び支払額等に影響を及ぼす場合には、適切なものとなるよう事務処理を行われたい。

### 東日本大震災・復興調査 特別委員会委員名簿

委員長	志賀勝利
副委員長	鎌田礼二
委員	浅野敏江
委員	小野幸男
委員	嶺岸淳一
委員	田中徳寿
委員	香取嗣雄
委員	阿部かほる
委員	西村勝男
委員	菊地進
委員	志子田吉晃
委員	伊藤栄一
委員	佐藤英治
委員	高橋卓也
委員	小野絹子
委員	伊勢由典
委員	曾我ミヨ

## 経費内訳 [8月18日現在]

項目	内容	当初予算	執行 行 見 込 み
報償費	弁護士金 謝	500,000円	110,000円
旅費	普通旅費、 実費弁償	286,000円	50,000円
需用費	消耗品費、 議会だより 特別号	142,000円	688,383円
役務費	信 運 通 費	99,000円	29,610円
委託料	会 議 録	949,000円	678,564円
使用料 及借料	コピーの パフォー マンス料	24,000円	18,059円
合 計		2,000,000円	1,574,616円

## 2 越の浦の一次仮置き場における皆さんの管理体制 について（伝票等の取り扱いがない件）

【問題点】 有価物の集積地となつた越の浦一次仮置き場での搬入、計量、受領等の帳票類の発行が搬入開始以来、平成24年7月まで一切なされていなかったことが明らかになりました。他市町の対応に比較すると、皆さんの管理業務をしていたと言わざるをえません。

プとして、ごちゃ混ぜにして管理していたと述べていますが、管理業務の委託を受けた事業者は、いかなる現場においても現場写真を撮り、帳票類を発行すべきであるし、それを指導するのが市の責務であり、公共事業の在り方と考えます。

越の浦一次仮置き場には高価なアルミ、銅、ステンレス等が集積され、その行方について「1,000件以上のアルミサッシはどこにいった」「銅線や屋根の銅板はどこにいった」と何度も何度も質問がありました。当局はその都度、混合スクラップ

【改善意見】 発災当初の混乱した時期を除いて、有価物の管理を徹底するため、その搬入や搬出に係る帳票類を発行すべきであった。今後において、将来の大災害の発生に備え、帳票類の発行ができる業務体制の構築に努められたい。

## 3 有価物の自社処分に係る対応の妥当性について

【問題点】 平成24年12月に解体業者が有価物を越の浦に搬入してないことが表面化しました。副市長、担当部長、担当課長が業者に出向き、確認をとったところ、震災直後の搬入場所が手狭なために環境課から自社で処分してよい旨の指導を受けており、その後も同様に自社で処分

【改善意見】 公共事業における有価物処理においては、業者が品名を変更して処理をすることがないよう、定められたルールに基づき適正な処分が行われるよう、その指導の徹底に努められたい。

していたことが分かり、それまでの明細が提示され、相応分の金額を連絡協議会へ振込んだ、との報告を過日、調査特別委員会にて副市長より受けておりました。

100条委員会への提出資料で、本来、解体家屋からは出ない、空き缶をプレスした「プレスC」という品名の伝票が確認されたことから、業者の会長を証人喚問し証言を求めたところ、「鉄骨よりプレスCの方が単価が高く、量がまとまっていたので単価の高いプレスCとして仕切っていたのだ」と証言しておりましたが、一部の委員から納得できないとの意見がありました。



### 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会委員名簿

委員長	菊地 進
副委員長	伊勢 由典
委員	浅野 敏江
委員	田中 徳寿
委員	志賀 勝利
委員	阿部 かほる
委員	鎌田 礼二
委員	曾我 ミヨ

## 4 浦戸の寄せ集め解体家屋72軒の処理が未解明な件について

【問題点】 寄せ集められて処理された、解体家屋72軒について、この現場確認の写真の名称が「ガレキ処理業務」となっているものが51軒あり、また関係書類の内容が大きく変更されるなど調査の結果多くの疑義が確認されました。この寄せ集めの指示について関係人を証人喚問したところ、当時の担当職員は「事務処理を指示・決定したのは前環境課長である」と証言しましたが、前環境課長は、「皆で決めた」「どうやって決めたか記憶がない」とあいまいな証言を繰り返しました。

また、両証人とも、寄せ集め処理を行った理由として、「支払いに必要な書類の不備により、会計課で書類が滞り、支払い期限が迫ったことによる」と証言しましたが、前会計管理者の証人喚問では、「浦戸の家屋解体業務に係る支払いに滞りの事実はなく、会計課では解体に必要な書類が何であるかについても認識していなかった」との証言がありました。

た、前環境課の課長補佐は書類の滞りがなかった旨の証言がされるなど、同業務に関わった4名の証言には食い違いが確認され、事実の解明には至りませんでした。これらの証人喚問により、当初から説明のあった寄せ集め処理を行った理由については、その根拠が存在していないことが判明しました。

寄せ集めの理由について初めは、申請書類が整わなかったとしていましたが、正規に解体した物件の中にも書類が不備なものが多数確認されました。

また、不備とされていた書類も実際は、多数が整っているなど、虚偽の証言があったものと推測されるものでした。

### 【改善意見】

本件については、関係人から提出された記録や出頭した証人の証言により検証を行ったが、証言の食い違いもあり、寄せ集めが行われた理由を解明するには至らなかった。市当局においては、今後、現場写真の誤りを含め、その原因を調査の上、議会に報告を行われたい。

## 5 市当局が発行した「業務指示書」に日付が付されていない件について

【問題点】 家屋解体業務は解体申請書が提出された後に、家屋の現地調査の依頼をすることになっていきます。ところが、浦戸の174軒分の家屋調査は69軒しか行っていないことが本委員会の調査で判明しました。

また、調査のために、72軒に係る解体指示から業務完了までに関係する書類・実施数量指示書・積算設計書・精算設計書・業務報告書の提出を市当局に求めたところ、連絡協議会から、連絡協議会が作成する解体撤去実績表と市当局が発行する業務指示書が提出されました。

ところが、その2種類の書類は、2年以上前に発行されたものでありながら、真新しい紙が使用され、しわ一つなく、また綴るためのパンチの穴は発行日が違うはずの書類であるにもかかわらず、きっちりとそろっておりませんでした。

通常、市長印の押印は市民総務部の担当ですが、この真新しい業務指示書には誰が市長印を押印したのか疑問が生じております。また業務指示書は公文書でありながら、発行には連絡協議会の関与が疑われるなど、

適正な事務処理が行われたのか疑問が生じます。

さらに市当局発行の業務指示書72軒分には、日付が記入されていないものがほとんどでありました。

### 【改善意見】

塩竈市が発行した72軒分の業務指示書のほとんどに日付が記されていない状況について、市が発行する公文書がこのようにならずに管理体制のもとに発行されているという事実は、市当局に重大な責任があり、管理体制の再構築を望むと共に、しっかりと調査の上、担当者への責任を明確にすべきものと考えらる。今後は、そのようなことが起こらないよう、適正な業務の執行に努められたい。

またこの業務指示書が再発行されたものである場合、正当な再発行の手続きを経なければ、この行為は公文書偽造にあたるものである。

市長自身があずかり知らないというのであれば、しっかりと調査の上、提出された72軒の業務指示書に違法性が認められる場合には、関係者を市長名にて告発すべきと考える。

## 6 市当局の事務手続き上の決裁に係る責任の所在 について

【問題点】 100条委員会の証人喚問の際、当時の産業環境部長は書類の決裁印に関して「震災後の業務が混乱する中で、全ての書類に目を通すことができず、同証人が通常、決裁印として使用していたほかに2つ印鑑を用意してあり、代理者が押印をしていたこともあった」と証言しています。

役所というものは課長、部長、副市長、市長と役職ごとに決裁権が定められており、それぞれの責任の範囲で決裁印を押印することになっていますが、今回のように寄せ集められた72軒分については担当である産業環境部長の知らないところで、代理者により決裁印が押印されていたように推測されます。

【改善意見】 未曾有の大災害等においては、通常業務に復旧業務が加わり、著しく多忙となることは理解できるが、公務の執行は、いかなる場合においても、責任者が決裁規程に基づき決裁することが基本と考える。

5 日頃、市民に対して市役所は提出

書類の様式、日付の記載、印鑑の押印に厳しい所であるにもかかわらず、役所内の管理機能が働いていないことは大きな問題であり、市当局の管理責任が問われるべきである。今後の市当局による調査において、責任の所在を明確にし、その検証のもと、責任ある執務体制の確保が図られるよう努められたい。



臨時会で委員長報告を行う志賀委員長

## 7 適切な人員配置を行わない市当局の対応について

【問題点】 東日本大震災被災後、混乱が予測される復旧作業を抱えている時期に、4月1日付けで変更を行う予定であったからと、(6月1日付けで)あえて組織の変更をしたことに、いくつかの疑問点があります。

①震災後のガレキ処理業務の主体をどうして技術者のいない環境課にしたのか。

②もともと市民生活部傘下にあった環境課をなぜ産業部傘下にしたのか。

③どうして技術職の職員がいる建設部の傘下にしなかったのか。

④事務系部課長しかいない産業環境部にガレキ処理業務に関して正しい知識と判断力があつたのか。

⑤大変な状況の中での人事異動があつたが、市当局は何を目的に組織変更、人事異動をしたのか。

その上で、人事異動後に環境課で人手が足りないことを知りながら、十分な対応がなされていなかったことが、前産業環境部長の証人喚問により明らかとなりましたが、市当局の対応に今更ながらに疑問を感じるどころであり、その対応のまずさが

混乱を招いた原因と考えます。

【改善意見】 東日本大震災からの復旧・復興には膨大な業務の遂行が求められ、過大な負担により病気等で職場を離れる者が出てくることから、職員の配置並びに補充について十分検討が行われること。

また今後、大災害等が発生した際に適切な業務遂行ができるよう、災害時の人員体制の確保について検討されたい。



中間報告を行う菊地小委員会委員長

## 8 塩竈市災害復旧連絡協議会報告会での報告内容と提出された出納簿の不整合について

【問題点】 平成25年6月25日に開催された連絡協議会の報告会での決算報告に記載された内容と、1000条委員会に提出された出納簿を精査した結果、連絡協議会の支払い金額と出納簿に記載されている金額、数力所に差異が確認されました。

本報告は構成事業者への決算報告であり、公共事業の委託契約先である元請としての連絡協議会の報告書に虚偽の記載があるのはゆゆしき問題であります。

平成27年7月9日に証人喚問した外部監査人の証人2名は宣誓を拒否しましたが証言には応じました。同証人からは依頼者の職務上知りえた秘密を守る守秘義務があるとの発言もありましたが、公共事業の元請であり、非営利団体である連絡協議会の決算内容に守秘義務は存在しないはずです。

また外部監査人は連絡協議会の決算の報告書について、決算書ではなく、単なる報告書であるとし、連絡協議会からの支払いについて報告会の明細と、出納簿の記載の違いについての指摘に、報告書の作成には関

係していないため、分からないとされています。

さらに連絡協議会が事務手数料として委託料の1%を徴収をしていた件について、当初は本土の家屋解体業務だけとしていたものが、外部監査人は当初から浦戸での業務についても徴収していた事実を知りながら報告会では公表しておらず、このことは構成事業者に対して不誠実であり、公共事業の元請としての団体の外部監査人としての在り方が問われてしかるべきと考えます。

### 【改善意見】

連絡協議会の報告会における決算報告と同協議会が各社に支払った金額を記載した出納簿の金額に差異が認められることから、市当局においては、元連絡協議会の執行部、監査役並びに外部監査人に対し確認を行い、必要に応じ、適正な措置を講じられるとともに、その結果について議会に報告を行われたい。また、過誤の内容について不正あるいは不適切な取り扱い等がある場合には、法的な対応についても検討されたい。

## 9 72軒の寄せ集め解体家屋の支払い事務の滞りについて

【問題点】 家屋解体の寄せ集め処理を行った理由の一つであった会計課での支払い業務の滞りに関して、前会計管理者に対し証人喚問を実施したところ、新たな事実が判明しました。

証人の証言によれば、「家屋解体等を含む一連の復旧事業の会計処理の中で支払いが滞ったという認識はない」としています。

また前環境課長及び環境課の担当職員が証人喚問で証言していた、申請書類の不備による会計課での支払い業務の滞りについても、「会計課では書類の不足が何であるか認識していない」との証言がありました。

その後、会計課へ支払いに関する書類を提出する前段で、環境課内に書類のチェック業務を担当していた前課長補佐の証人喚問では、前会計管理者の証言と同様に、「書類の滞りは確認していない」との証言が得られました。

これらの証人喚問により、寄せ集め処理を行った理由として、申請書類の不備による会計課での書類の滞りにより、支払いの締切に間に合わ

なくなる恐れがあったためであると証言している前環境課長及び環境課の担当職員の証言との大きな食い違いが確認されることとなりました。支払いに関する書類の滞りに関して、どちらの証言が正しいのか委員会の判断がせまられましたが、再度の証人喚問をする時間がなく調査では明らかになりませんでした。

### 【改善意見】

72軒の寄せ集め処理を行った、解体家屋に係る支払いが大幅に遅延した理由について、関係する証人の証言に食い違いがあることから、市当局においては遅延理由を調査の上、議会に報告を行われたい。



被災した桂島

## 10 支払い等における過誤や適性処理に対する、外部監査導入について

【問題点】 浦戸地区ガレキ収集運搬業務委託9、786万円の支払いに係る事務処理において、震災直後の平成23年7月から10月までの間、収集したガレキの容量に応じて支払う出来高契約としていたが、出来高表に記載された数量に間違いが多く、証人喚問の場で委員より指摘を受けた環境課の担当職員は、自らの転記ミスであることを認めております。

また、数字の転記ミスはこのガレキ処理に限らず、家屋解体の書類等については、外部監査などしっかりとした再精査が必要と考えます。



被災した寒風沢



全員協議会での現場視察（寒風沢）

【改善意見】 国民の大切な税金の支出に当たり、1円たりとも間違えることは許されるはずはない。

よって市当局においては瓦れき収集運搬、浦戸一次仮置場管理、浦戸危険家屋解体、越の浦一次仮置場管理、新浜公園一次仮置場管理、中倉一次仮置場管理等の業務全般について、外部監査制度に基づく再監査が可能となるよう、条例等の整備を急がたい。

また、今後に関しても従来の監査制度に限界を感じることから、本市の会計処理に関して、外部監査の導入を検討されたい。

## 11 災害時における適正で公平公正な業務執行体制の確立について

【問題点】 東日本大震災は未曾有の大災害であったことは確かですが、当市は被災した沿岸自治体の中では比較的被害の少ない地域であります。それにもかかわらず今回のような問題を引き起こしたことは誠に残念なことであります。トップの指導力、市役所内でのコンプライアンス機能が十分に働かなかったところに問題があるものと考えます。

これまでの調査特別委員会の調査の中でも、残念なことに市当局の態度は全面的な協力体制にあったとは言いがたいものでありました。28億円もの業務を委託した連絡協議会に對して、もっと強い態度で接していれば調査にこれほど時間を要しないで済んだのではと考えます。

また、沿岸部で被災した、他市町の震災後の対応と本市の対応を比較した時、連絡協議会を元請としたことが業務配分の不平等を生んだ最大の要因であるものと考えられます。

平成23年9月頃から表面化してきた業務配分の不平等に對して、市当局は真摯に取り組んだとは言えない、むしろ黙殺していた感がうかがえる

ものであり、市長の責任は重大であると考えます。

災害時における適正で公平公正な業務執行体制の確立については、トップに立つ者の意識にかかっているものと考えます。そして当市議会としてもこのことを教訓として、チェック機能を十分に発揮できるように意識改革が求められると考えます。

【改善意見】 大災害が発生した場合には、長期の復旧・復興業務が必要となることから、今回の教訓を踏まえ、適切な業務執行体制の確立に万全を期されたい。

### 100条調査権を付与された4つの調査事項

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項
- (4) 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項

# 調査を終えて

平成25年3月27日付けの新聞報道において、瓦れき処理に関する塩竈市災害復旧連絡協議会内部の業務配分の不平等に関する記事が大きく取り上げられたことにより、塩竈市議会では、事実確認のため、議員全員による東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を設置、さらには法的強制力を伴う100条調査権を付与し、真相究明と再発防止に向けた調査を行ってまいりました。

その結果、多くの事実関係が判明する一方、更に調査が必要な点が明らかとなりました。

判明した問題点とその改善意見については前述のとおりですが、本件の問題の根幹にあるのは、今回業務を委託した災害復旧事業は、使用重機・作業員・交通船・仮設トイレ等の単価をあらかじめ決めて、業務実績に応じて支払いを行う出来高契約であったにもかかわらず、その作業内容を信頼関係に基づくと称し、綿密なチェック体制の構築を放棄するような仕組みとしたところにあると考えます。

さらに、業務配分の不平等に関しても、連絡協議会は設立当初の趣旨のとおり、連絡網の一元化を図るものとしての立場を守り業務を推進していれば、このような不平等も発生することなく、非営利団体である連絡協議会が利ざやを稼ぐといった営利行為をすることもなかったはずであり、組織の設置趣旨に沿った運営ができなかったことに問題があると考えます。

また、今回の問題の追及に対し、市当局は何かという震災後の混乱を理由として説明していますが、たとえ被災直後で非常に混乱した状況だったといえども、当市以上に被害の大きかった近隣の沿岸市町はしっかりと対応で復旧作業に取り組んでおります。また市内の多くの事業者も、被災してから2カ月後には業務を再開し、復興に向け邁進しており、市当局においても、適切な対応が可能だったはずですが、

繰り返しになりますが、市当局が連絡協議会の規約づくりを手伝い、連絡協議会に公共事業の受け皿となることを可能とする要件を整えさせ、28億円の業務委託の元請として委託契約をしたこと、そして信頼関係に基づくものとして、下請企業の日報

提出を不要とするなど、厳しいチェック体制の構築を図らなかった市当局の判断は間違いであり、そのことが今回の事件を生んだ最大の要因であることは自明の理であります。

今後、市当局は連絡協議会に対しパソコンに保存されている支払い内訳明細書を提出させるなど、市独自に調査を行い、その結果を議会に報告されたい。

また、浦戸において作業員を出さずに合計で数億円にのぼる費用請求を行っているケースもあることから、架空請求などの不正が確認された場合には即刻、塩竈市長名にて連絡協議会の元役員等を告発すべきと考えます。

最後に、このガレキ処理に関する調査は調査特別委員会として解明できなかった事項もあり、未だ道半ばではあります。今回新たに選出された議員となる方々には、本委員会では解明できなかった部分の調査に取り組まれるようお願い申し上げます。

なお、調査に伴い、記録の提出拒否と判断した関係人3者を、地方自治法第100条第9項の規定により、平成27年6月22日付けで、宮城県塩釜警察署長へ告発し、正式に受理されております。

## 特別委員会開催状況等

- 本委員会開催数 38回  
(うち100条委員会開催数) 21回
- 小委員会開催数 17回
- 参考人招致実施数 5回
- 証人喚問実施数 7回
- 告発件数 3件

## 編集後記

初秋の候となりました。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会特別号をお届けいたします。

本紙では去る8月3日の第2回臨時会で委員長より報告された、約2年3カ月に及ぶ特別委員会の調査結果について市民の皆様にご報告させていただきます。

なお、これまでの間、本市議会の調査のために証人あるいは参考人としてご出席を賜りました皆様方、記録提出にご理解とご協力いただきました関係の方々には厚くお礼申し上げます。

また、今なお未解明な点については、今後とも、議員一同解明に努めてまいります。

## 議会報編集委員会

委員長	阿部かほる
副委員長	伊勢 由典
委員	浅野 敏江
委員	志賀 勝利